

## 各種大会派遣激励金交付要綱

### 1 目的

この要綱は、本県又は本市を代表して九州大会以上の競技大会に、出場する場合の激励金の交付を適正に執行するために定める。

### 2 対象となる大会等

- (1) 対象となるのは、(公財) 日本体育協会加盟の開催県競技団体並びに開催県教育委員会、又は開催市町村教育委員会が主催若しくは、後援する大会とする。
- (2) 国際大会規模の大会に出場する場合は、(公財) 日本体育協会又は、九州以上を統括する組織団体が推薦したもので、本協会が適当と認めたものとする。
- (3) 強化合宿等に参加する場合には、(公財) 日本体育協会又は、九州以上を統括する組織団体が推薦したもので、本協会が適当と認めたものとする。

### 3 対象

- (1) (公財) 宮崎市体育協会（以下「本協会」という）加盟競技団体に登録したチーム又は個人とする。
- (2) 地区予選会が開催され、予選会を勝ち上がり出場権を得た第4位までに入賞したチーム又は個人とする。また、出場権を獲得したチーム又は個人が上位大会に参加せず、繰り上がりで出場権を得た場合も対象とする。
- (3) 宮崎県内で行われる大会は除くものとする。
- (4) 市内在住者であること。

### 4 交付条件

- (1) 地区大会の結果、九州大会及び全国大会の出場権を得た場合には、出場者の意思により一つの大会のみを対象とする。
- (2) 個人及びチームに交付するのは年度内1回とする。
- (3) 次の①から⑤は交付対象外とする。
  - ①民間企業等の冠大会で旅費等の補助を受けている場合
  - ②市又は市教育委員会の補助を受けている場合
  - ③学校体育連盟主催の大会の場合
  - ④競技団体の推薦などによって出場できる大会や交流が主たる目的の大会である場合
  - ⑤国民体育大会

### 5 激励金

- (1) 次のような区分で激励金を交付する。
  - ①国内で開催される各種大会・・・1人当たり2,000円
  - ②国内で開催される国際大会・・・1人当たり5,000円
  - ③国外で開催される国際大会・・・1人当たり10,000円
- (2) チームの申請の場合は10名を限度とする。

## 6 交付申請

- (1) 激励金は、出場権を得たチーム又は個人が属する競技団体が交付の申請をするものとする。
- (2) 激励金の交付を受けようとする競技団体は、次に掲げる書類を、原則として大会1か月前までに本協会に提出する。

- ①申請書 (様式5-1)
- ②事業計画書 (様式5-2)
- ③添付資料
  - ・地区予選会の要項及び出場する大会要項
  - ・地区予選会の結果表
  - ・国際大会・強化合宿等出場(参加)推薦書・通知書の写し

## 7 交付決定

- (1) 本協会が激励金の交付を決定したときには、激励金交付決定書(様式5-3)により、競技団体に通知する。

## 8 激励金の支払い

- (1) 激励金の交付決定通知を受けた競技団体は、10日以内に請求書(様式5-4)を本協会に提出する。
- (2) 本協会が請求書を受理したときには、10日以内に競技団体の口座へ振込みにより激励金の支払いを行う。
- (3) 本協会から支払われた激励金は、競技団体において、出場権を得たチーム又は個人へ交付を行うものとする。

## 9 実績報告

- (1) 激励金の交付を受けた競技団体は、大会終了後、30日以内に次に掲げる書類を本協会に提出する。

- ① 実績報告書 (様式5-5)
- ② 実施報告書 (様式5-6)
- ③ 添付資料
  - ・プログラム、大会結果、写真等

## 10 激励金の返還

- (1) 大会当日に出場権を得たチーム又は個人が出場しなかった場合は、過払い分の返還を行う。ただし、出場権を得たチームにおいて、諸事情により、大会主催者の了解のもと、やむを得ずメンバーを変更した場合、変更したメンバーについても激励金の交付対象とする。

## 附則

この要綱は、公益財団法人宮崎市体育協会の設立の登記の日から施行する。

平成25年4月1日から一部改正(5激励金(1)①)

平成27年4月1日から一部改正

平成30年4月1日から一部改正